

小松市 公費解体制度

Q & A

(公費解体・費用償還)

令和6年3月21日

小松市環境推進課

○このQ & Aで「公費解体制度」と記載してあるものは、次の2つの類型を総称したものです。個別に説明する場合は「公費解体」又は「費用償還」と記載しています。

公費解体[申請期限：令和6年12月27日]

被災家屋の所有者の申請（申出）に基づいて、市が当該家屋の解体等を実施するものです。（解体等に係る自己負担は発生しませんが、対象外となる工事は実施できません。）

費用償還（解体償還・自費償還）[申請期限：令和6年12月27日]

令和6年1月1日から令和6年6月30日までに所有者自身が解体業者と契約し、解体費用を負担した場合に、後日対象となる費用を市が交付（償還）するものです。（対象外経費が含まれる場合や市が定める基準額を超える場合は、当該費用は自己負担となります。）

目次

1 公費解体制度の概要

問 1	公費解体制度の対象となる家屋とは	1
問 2	「罹災証明書」、「被災証明書（非住家）公費解体用」とは	〃
問 3	「罹災証明書」、「被災証明書（非住家）公費解体用」の申請窓口はどこか	〃
問 4	公費解体制度の申請期限はいつか	〃
問 5	公費解体制度の申請窓口はどこか	〃
問 6	準半壊は公費解体制度の対象となるのか	2
問 7	事業所は公費解体制度の対象となるのか	〃
問 8	社会福祉法人、学校法人、宗教法人が所有する建物は対象となるか	〃
問 9	同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか	〃

2 解体・撤去の対象

問 10	家屋の一部だけを解体・撤去したいが公費解体制度の対象となるか	2
問 11	家屋等の改修・補修（家屋の一部を復旧させる工事等）によって発生した廃棄物の処理は公費解体制度の対象となるか	3
問 12	建物の基礎の解体等は公費解体制度の対象となるか	〃
問 13	建物の基礎を残すことは可能か。	〃
問 14	庭木・庭石や土間コンクリートの解体等は公費解体制度の対象となるか	〃
問 15	家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀を解体等する場合は公費解体制度の対象となるか	〃
問 16	ブロック塀のみ解体等する場合は公費解体制度の対象となるのか	〃
問 17	浄化槽・便槽は対象となるのか	4
問 18	敷地内に住家と倉庫があるが、住家と一緒に倉庫を解体等した場合は公費解体制度の対象となるか。	〃
問 19	敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみの解体等は償還対象となるか	〃
問 20	母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去してもらえるのか	〃
問 21	空家を解体等する場合は公費解体制度の対象となるか	〃

3 申請手続き

問 22	申請の受付はいつから始まるのか	5
問 23	申請から解体（費用償還の場合は交付金受領）までの大まかなスケジュールはどうなるのか	〃
問 24	郵送での申請はできるのか	〃
問 25	だれが申請者となるのか	〃
問 26	家屋等の所有者が複数人（共有して）いる場合は、だれが申請者となるのか	〃
問 27	申請にはどのような書類の提出が必要か	〃
問 28	登記事項証明書は、インターネットから印刷したものでもよいか	6

- 問 29 所有者が死亡している場合は、だれが申請者となるのか 6
問 30 相続人の中に未成年者がいる場合、本人の同意書は必要か //

4 その他

- 問 31 自宅のタンスなど不要な家財道具の処分も対象となるか 6
問 32 解体後の整地は対象となるか //
問 33 解体業者の指定はあるか 7
問 34 住宅を取り壊した場合、土地や家屋の固定資産税はどうなるのか //
問 35 運搬・処分料は費用償還の対象となるのか（費用償還） //
問 36 解体工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなるのか（費用償還） //
問 37 「解体証明書」や「マニフェスト伝票」はどこで取得できるか（費用償還） //
問 38 自費で解体・撤去して解体工事業者へ支払った金額は全額償還されるのか 8
（費用償還）
問 39 基準額を知りたい（費用償還） //
問 40 自治会等が管理する半壊以上の集会所は公費解体制度の対象となるか //
問 41 集会所を解体する場合に自治会でどのような手続きが必要となるか //

1 公費解体制度の概要

問1 公費解体制度の対象となる家屋とは

(答)

令和6年能登半島地震により損壊した家屋等及び中小企業者の事業所等が対象となります。具体的には、「罹災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された住家、又は「被災証明書（非住家）公費解体用」において「全壊」、「半壊」と判定された非住家や事業所等が対象となります。

なお、中小企業者の事業所等とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。）等が所有する事業所や賃貸マンション等です。

問2 「罹災証明書」、「被災証明書（非住家）公費解体用」とは

(答)

罹災証明書とは、住家（人が住むための建物）が被災した場合に、その被害の程度を市が証明するものです。被害の程度については、国が定めた基準に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の区分で証明します。

また、被災証明書（非住家）公費解体用とは、非住家（住居でない建物）や事業所の損害に対して、罹災証明書の判定基準に準じて「全壊」、「半壊」、「半壊に至らない」の3区分で市が証明するものです。

問3 「罹災証明書」、「被災証明書（非住家）公費解体用」の申請窓口はどこか

(答)

いずれの証明書についても小松市税務課が申請窓口となります。

問4 公費解体制度の申請期限はいつか

(答)

- ・公費解体 令和6年12月27日（金）まで
- ・費用償還 令和6年12月27日（金）まで（令和6年6月30日までに締結したものが対象）

問5 公費解体制度の申請窓口はどこか

(答)

申請の受付は、小松市環境推進課窓口（市庁舎2階）で行います。

受付時間は、土・日・祝日を除く8時40分から17時25分までです。

問6 準半壊は公費解体制度の対象となるのか

(答)

準半壊及び一部損壊は交付の対象とはなりません。

問7 事業所は公費解体制度の対象となるのか

(答)

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者は対象となります。中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当するかは下表を参照してください。

業種	中小企業者（いずれかに該当すること）		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※業種は、原則として日本標準産業分類により判断します。

※商業・法人登記簿謄本で資本金額を確認しますので、申請時に提出してください。

問8 社会福祉法人、学校法人、宗教法人が所有する建物は対象となるか

(答)

中小企業者並みの法人等の建物であれば対象となります。社会福祉法人、学校法人、宗教法人はいずれも中小企業基本法上の類型としては、サービス業となりますので、従業員数が100名以下であれば中小企業者並みであると判断します。

問9 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか

(答)

原則、併用できません。

ただし、応急修理を行ったにも関わらず長期継続的に居住することが困難で、結果的に解体・撤去の必要が生じた場合は補助対象となり得るので個別にご相談ください。

2 解体・撤去の対象

問10 家屋の一部だけを解体・撤去したいが公費解体制度の対象となるか

(答)

対象となりません。被災家屋全体を解体・撤去する場合のみ対象となります。

問 11 家屋等の改修・補修（家屋の一部を復旧させる工事等）によって発生した廃棄物の処理は公費解体制度の対象となるか

(答)

対象となりません。

問 12 建物の基礎の解体等は公費解体制度の対象となるか

(答)

建物と一体的に行う場合は対象になります。

問 13 建物の基礎を残すことは可能か。

(答)

基礎を残すことは可能です（基礎のみを残す場合は一部解体とはみなしません）。

問 14 庭木・庭石や土間コンクリートの解体等は公費解体制度の対象となるか

(答)

庭木・庭石の類を解体・撤去は公費解体制度の対象となりません。土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。ただし、工事支障のため撤去の必要性があると市が判断したものに限り対象となります。

問 15 家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀を解体等する場合は公費解体制度の対象となるか

(答)

ブロック塀・よう壁等の解体・撤去は対象となりません。ただし、解体工事の支障になるため撤去の必要性があると市が認めた場合に限ってブロック塀等の解体・撤去も対象となります（現地調査を行ったうえで判断します）。

※ブロック塀が対象となる場合であっても基礎については対象外となります。（敷地境界の確認のため、存置することをお勧めします。）

問 16 ブロック塀のみ解体等する場合は公費解体制度の対象となるのか

(答)

原則、対象となりません。

ただし、倒壊のおそれがあると認められる場合は対象となる場合があります。

問 17 浄化槽・便槽は対象となるのか

(答)

住居と一体として解体するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽の解体等も公費解体制度の対象となります。ただし、撤去後の土砂による埋め戻し等は対象となりません。なお、解体等に伴う浄化槽や便槽の汲み取りも対象となります。

問 18 敷地内に住家と倉庫があるが、住家と一緒に倉庫を解体等する場合は公費解体制度の対象となるか。

(答)

「被災証明書（非住家）公費解体用」において当該倉庫自体が半壊以上の認定を受けている場合、又は、り災証明書で「半壊以上」の判定を受けている住家と一体的に解体等をすべき合理的理由がある場合（住家の解体のために倉庫が支障となる場合等）は、公費解体制度の対象となります。

問 19 敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみの解体等は対象となるか

(答)

「被災証明書（非住家）公費解体用」において当該倉庫自体が半壊以上の認定を受けている場合には、倉庫のみの解体等も公費解体制度の対象となります。

問 20 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去してもらえるのか

(答)

解体は、棟単位で行いますので、一棟の建物であればできません。ただし、登記事項証明書等により別棟であると判断できる場合であって、「被災証明書（非住家）公費解体用」において当該倉庫自体が半壊以上の認定を受けている場合には、当該倉庫のみ解体等する場合であっても公費解体制度の対象となる場合があります。

原則、課税が別々にされていたり、り災証明書が別々に発行されたりしていても、現につながっていれば、一つの棟と考えます。

問 21 空家を解体等する場合は公費解体制度の対象となるか

(答)

「被災証明書（非住家）公費解体用」において当該空家が半壊以上の認定を受けている場

合であって、生活環境の保全上の必要があると市が認めた場合は公費解体制度の対象となります。

3 申請手続き

問 22 申請の受付はいつから始まるのか

(答)

- ・公費解体 令和6年3月21日(木)～令和6年12月27日(金)
- ・費用償還 令和6年3月4日(月)～令和6年12月27日(金)

受付時間及び受付場所は以下のとおりです。

受付場所：小松市環境推進課(市庁舎2階)

受付時間：8時40分から17時25分まで(土、日、祝日を除く。)

注) 費用償還の対象となるのは、令和6年6月30日(日)までにご自身で解体等の契約を締結したものに限りします。

問 23 申請から解体(費用償還の場合は交付金受領)までの大まかなスケジュールはどうなるのか

(答)

公費解体制度ガイドブックを参照ください。

問 24 郵送での申請はできるのか

(答)

郵送での申請はできません。窓口までお越しください。

問 25 だれが申請者となるのか

(答)

原則、家屋等の所有者が申請者となります。ただし、解体等に関する契約その他の事項を第三者に委任している場合は、当該第三者が申請者となります。(所有者の委任状が必要です。)

問 26 家屋等の所有者が複数人(共有して)いる場合は、だれが申請者となるのか

(答)

共有者の中から代表者を1名決めてください。その代表者が申請者となります。申請の際に代表者以外の共有者全員分の同意書(実印・印鑑証明書)を提出していただきます。

問 27 申請にはどのような書類の提出が必要か

(答)

公費解体制度ガイドブックを参照ください。

なお、個別の事情に応じて別途資料の提出をお願いする場合があります。

問 28 登記事項証明書は、インターネットから印刷したものでもよいか

(答)

認められません。

インターネットから印刷できるものは、法務局の証明印がないため公的な証明書としての効果がありません。法務局にて取得するか、インターネットにて書類を請求することは可能です。

問 29 所有者が死亡している場合は、だれが申請者となるのか

(答)

相続等に関する個別の状況により異なりますので、窓口にてお尋ねください。

問 30 相続人の中に未成年者がいる場合、本人の同意書は必要か

(答)

未成年者本人の同意書は不要です。かわりに法定代理人（親権者）の同意が必要になりますので、提出される同意書に法定代理人（親権者）の実印押印と印鑑登録証明書の添付をお願いします。また、未成年者と法定代理人の親子関係が分かる戸籍謄本もあわせて提出してください。

4 その他

問 31 自宅のタンスなど不要な家財道具の処分も対象となるか

(答)

家財道具の処分は対象となりません。ただし、給湯器や流し台等の設備（家屋と一体に設置されていて容易に分離できないもの）は、被災家屋と一体的に解体等する場合は対象となります。また、災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電や、家屋が倒壊する危険があり、搬出できないと認められる家財・家電を、家屋の解体と併せて撤去する場合は、補助対象となる場合があります。

問 32 解体後の整地は対象となるか

(答)

簡易な整地は対象となりますが、客土（土の運び入れ）等は対象となりません。

問 33 解体業者の指定はあるか

(答)

公費解体については市が契約する解体業者等が解体・撤去等を行うため、申請者（所有者等）が解体業者を指定することはできません。

費用償還については解体業者の指定はありません。ただし、実際にかかった費用と市が定める基準額とを比較して低い方の額が交付されることとなるので、震災に便乗した悪質な業者と高額な契約を締結しないようご注意ください。

問 34 住宅を取り壊した場合、土地や家屋の固定資産税はどうなるのか

(答)

小松市税務課までお問合せください。

土地に関する税のお問い合わせは 資産税土地グループ(24-8031)

家屋に関する税のお問い合わせは 資産税家屋・償却グループ(24-8032)

問 35 運搬・処分料は費用償還の対象となるのか（費用償還）

(答)

対象となる解体撤去工事に関するものであって、解体業者等が産業廃棄物として処理を行い、マニフェスト等の提出があれば、運搬・処分料も含めて費用償還の対象となります。

問 36 解体工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなるのか（費用償還）

(答)

マニフェストとは、廃棄物の処理を民間事業者に行かせた場合に、処理が適正に行われたことを確認する書類で、解体事業者は必ず保管しているものです。マニフェスト伝票(写し)がある場合に限り、処分料を費用償還の対象に含めることができます。

問 37 「解体証明書」や「マニフェスト伝票」はどこで取得できるか（費用償還）

(答)

「解体証明書」とは、解体業者が発行する証明書です。契約した解体業者へ発行をご依頼

ください。

また、「マニフェスト伝票」は現在解体事業者が保管しているものの写しをもらってください。なお、解体事業者から、「マニフェスト伝票」が全てそろっていないと言われた場合は、申請窓口でその旨をお伝えください。

問 38 自費で解体・撤去して解体工事業者へ支払った金額は全額償還されるのか（費用償還）

（答）

償還する額の上限は、本市が算定した額（基準額）となります。申請者から解体工事業者への支払金額が上限を上回る場合、自己負担が発生する場合があります。

基準額は、基本的に解体・撤去した家屋等の延床面積に市が定める構造別単価を乗じて算定します。なお、家屋等の延床面積は、原則、登記事項証明書に基づきます（無い場合には固定資産税評価・課税証明書を基礎とする場合があります）。

問 39 基準額を知りたい（費用償還）

（答）

基準額は公費解体制度ガイドブックを参照ください。なお、個別の家屋に対する上限額につきましては、廃棄物の種類や数量、搬出先の状況により決定されますので、受付時点では明確にお答えすることができません。

なお、適正な工事金額は、数社の見積を取るなどによりご自身でご確認ください。

基準額は木造と非木造で別々に算出しています。

問 40 町内会等が管理する半壊以上の集会所は公費解体制度の対象となるか

（答）

対象となります。なお、申請者は町内会が所有者となっている場合はその代表者（町内会長等）となります。

問 41 集会所を解体する場合に町内会でどのような手続きが必要となるか

（答）

各町内会より必要な手続きは異なると思われませんが、一般的には町内会の規約等において財産の処分について規定がある場合には、当該規定に基づいて議決を経る必要があるものと考えられます。